

南山大学学則第31条又は第34条により 退学を命ぜられた者の再入学に関する内規

第1条 南山大学再入学規程（昭和52年4月1日施行）附則2により、この内規を制定する。次の各号の一に該当して退学を命ぜられた者が再入学を願い出る場合は、南山大学再入学規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規に基づく手続を経なければならない。

1 南山大学学生納入金納入規程 第6条

2 南山大学授業科目履修規程 第27条

3 南山大学学生懲戒規程 第3条

② 前項第2号のうち、在学8か年（休学期間は算入しない。）に及び、なお卒業に必要な履修単位を満たさないために退学を命ぜられた者の再入学は認めない。

③ 規程第6条の在学期間の計算において、懲戒により退学を命ぜられた場合の退学前の1クォーターに満たない期間は算入しない。

第2条 規程第4条の再入学願には、次の書類を添付させるものとする。

1 本人の退学後の生活報告書

2 現在、就職している場合は、就職先所属長等の人物所見書

3 再入学後、予定される指導教員の承諾書

② 学則31条または34条により退学を命ぜられた者のうち学生納入金が未納となっている者が再入学を志願する場合は、未納となった学生納入金の全額を規程第4条第1項に定める検定料と合わせて納入しなければならない。

第3条 再入学願が提出された場合、学生部長は、その受理の可否を審査するため、特別委員会を設置しなければならない。

第4条 前条に定める特別委員会の構成は、次のとおりとし、委員長には学生部長があたる。

1 学生部長

2 学生部次長2名

3 処分当時の指導教員

4 関係学部選出の学生委員

第5条 特別委員会は、出願者に面接し、その結果を学生委員会に報告するものとする。

第6条 学生委員会は、特別委員会の報告に基づき、再入学願を受理することを認めたときは、受理承認報告書を付して、出願者の提出書類を関係学部教授会に送付するものとする。

附 則

この内規は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正は、2017年4月1日から施行する。

「南山大学学則第31条又は第34条により退学を命ぜられた者の再入学に関する内規」の了解事項
(昭和52年6月21日開催の評議会決定事項)

標記内規第1条第3号のうち、試験に際し不正行為を行ったために退学を命ぜられた者の再入学は、原則として認めない。ただし、処分当時の学生部長（不在の場合は、現学生部長の委嘱した専任教員）及び処分当時の指導教員（不在の場合は、現学生部長の委嘱した専任教員）が本人の改悛の情の顕著であることを認めて願書の受理を要請した場合は、願書を提出させることができる。この場合、第2条に定める添付書類に、上述の学生部長及び指導教員の所見書を加えるものとする。また、学生委員会において願書の受理を認める場合には、全員一致の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この了解事項は、昭和52年6月21日から施行する。
- 2 この了解事項の改正は、平成2年4月1日から施行する。